

文教福祉委員会

令和3年3月5日（金）  
午前9時57分～午後2時18分  
議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、  
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育部 中村教育長、百崎教育部長、木島副部長兼文化振興課長、  
豊田教育総務課長、松島副理事兼学校教育課長、横田学事課長、  
大塚副理事兼社会教育課長、江頭図書館長
- ・総務部 樺木契約監理課長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○池田委員長

それでは、皆さんおはようございます。少し早いようですが、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

審査日程に従い、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思いますが、審査に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

執行部におかれては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費については、主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いします。また、答弁は役職に関わらず質問に対して回答できる方が答弁されますようお願いいたします。

それから、委員の皆さんで審査後に、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。また、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

それでは、教育部に関する議案の審査に入ります。

まず、第25号議案を審査いたします。

○百崎教育部長

すみません、常任委員会の中ではございますけれども、3月3日水曜日に発生しました、兵庫小学校で提供しました給食のパンに異物が購入していたという件につきまして、議員

の皆様方も大変御心配をされていると思いますので、この場をお借りしまして、おわびとその後の報告をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○池田委員長

どうぞ。

○百崎教育部長

ありがとうございます。概要につきましては、3日の夕方にファクスやメール等で第一報をお送りしておりますけれども、佐賀中部保健福祉事務所の立入り検査中でございましたので詳しくはお伝えをできておりませんでした。原因究明はなかなか難しいところでございますが、今分かっていることを含めまして、御報告をさせていただきます。

3日の兵庫小学校の給食には、市内の業者が製造しましたロールパンが提供されました。パンは前日に焼かれて、1個ずつビニールで包装した状態で、3日に各学校に配送をされております。パンの異物の発見の経緯といたしましては、兵庫小学校2年生の児童が、給食の配膳を行う際にパンの表面に金属片なものを黙視で確認して、担任に報告しております。これを受けまして、校内一斉放送で、全校のパンの喫食を中止するように伝えております。

全校児童約850人のうち、47人が既にパンを食べ始めておりましたけれども、体調不良を訴えている児童はおりません。また、兵庫小学校からの連絡を受け、同じ製造ラインで作ったパンを提供していた市内5校に連絡し、喫食を中止するよう伝えております。こちらも既に食べている児童生徒がおりましたが、異常は見られておりません。

混入していた異物は、パンを割ってみましたところ、針を肩幅約8.4ミリ、針足の長さ約5ミリのホチキスの針であることが分かりました。

パンが袋に入っており、故意に破られたような形跡がないこと、それからホッチキスの針の入り具合から、製造過程で混入した可能性が考えられたため、佐賀中部保健福祉事務所へ連絡し、製造業者への立入り検査をしていただきました。

工場内ではホチキス自体を使用しておらず、原因を特定することは難しいとのことですが、何らかの形で製造ラインに紛れ込んだ可能性がございます。パンは金属探知機を通してから配送しておりますけれども、今回は検査をすり抜けた可能性があったことから、金属探知機の感度を上げて再度検査をしたところ、反応することが分かりました。金属探知機は、感度を上げ過ぎますと塩分濃度によっても判断して、正常なパンでもでもはじいてしまうために、どの程度まで感度を上げるのか、大変難しいところでもありますけれども、保健福祉事務所の指導の下、金属探知機の感度を上げた状態で製造することとしまして、4日以降のパンの提供を再開しております。

業者につきましては、製造時に異物を持ち込まないことや検査体制の徹底を求めまして、異物混入については細心の注意を払うよう再度、指導しております。私たちも、いま一度気を引き締めまして、安全に十分注意し、給食の提供を行っております。

今回、皆様方に大変御心配をおかけして、大変申し訳ございませんでした。

○池田委員長

この件についてはよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

第25号議案の説明をお願いします。

◎第25号議案 佐賀市星空学習館の指定管理者の指定について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

施設を星空学習館にしたということもありますし、天文協会がずっと運営をされていることで、利用もそれなりにと言ったらあれですが、目的に沿ってされていると思うんですけども、一応その実績に関してはどのように見ておられるか、審査の中身をもう少しお願いします。

○大塚副理事兼社会教育課長

審査の概要としまして、審査の項目といたしまして5点の観点で評価いたしております。今回、5年間の実績の中で、着実に利用者数等々については増加しておりまして、一定の経営努力といえますでしょうか、そういったものは見えていると思っております。

ただ、最近はコロナの関係で若干利用者は伸び悩んでおりますが、基本的には通常の営業では順調に推移しているというふうに評価しております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第25号議案の質疑を終わります。

次に、第28号議案を審査します。議案の説明をお願いします。

◎第28号議案 東与賀小学校校舎大規模改造（建築）工事請負契約の一部変更について  
説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○重田委員

外壁の劣化部分の補修が大きくなって1,000万円以上になっておりますけど、これは設計の時点では分からなかったんですか。

○建築住宅課職員

建築所管、担当でございます。今の件について回答いたします。

外壁劣化部の補修につきましては、施工時には実際に足場を組みまして、壁面を打診調査し、マーキングを行った状態で確認しております。当初の設計時には、調査と同時に、

過去の大規模改修工事の実績を基に数量を算出しておりますが、今回、現地を確認したところ、想定以上に浮きと鉄筋の露筋と欠損が発見されました。特に浮き部に関しましては、設計時の簡易調査で分からなかった柱型とか、特に手が届かないところが多くございました。あと、特に外壁の鉄筋の露筋と欠損に関しましては、多かったのが建物の軒裏の部分の鉄筋の露筋が多うございまして、それに関してはどうしても下からの目視では分からない部分がございます。今回、足場を組みまして発見できたというところがございます。また、この変更に関しましては、工事の管理者と受注者、市の担当が協議した上で、実際一つ一つ現場を確認しながら、変更の数量は確定しております。以上です。

○重田委員

平均以上に多かったということなんですが、その原因はなぜなんですか。

○建築住宅課職員

今現在、原因のほうももちろん挙げる前に管理者と受注者とで話し合いをしましたが、まず、直接それが原因かどうか分からないんですが、まず東与賀という地域が非常に海に近いというところがございます。潮風の影響というのが多大に出ております。現に特に南側、直接潮の風が当たる部分が特に補修が多うございました。あと、これが直接当たるかどうか分からないんですが、実際近年の地震があったことで浮きがより多く発生したんじゃないかなというの、断定したわけではございますが、一応その管理と施工業者と市との間の会議の中では出てはおります。以上です。

○重田委員

地震と潮風ということなんですけど、今回こういうふうにして、反対にそういうことがあるということで、余計何か次もこういうことをしなくていいようにという手だてか何かはなされたんですか。

○建築住宅課職員

手だてというのは直接今回、そこの地域性と地震というのを考慮しては行っておりませんでした。

○重田委員

前、どこやったか、若楠小学校も同じような答弁をなされた部分があったと思うんですよ。予想以上にということで、その辺も、今後やるときは、当然そういうのも出ることもあると思いますが、十分原因を調査していただいて、次、メンテナンスをしやすいような状況とか、そういう部分も考えていっていただきたいと思います。要望です。

○山下明子委員

今さっきのお答えで、前はそういういろんな地域的な影響ということは特に考慮してなかったということだったんですが、今回の検査で想定されることが今挙げられたようなことがあったとしたら、そこら辺を考慮したこの内容になるのかどうかという点ではどうなんですか。

○建築住宅課職員

今回、設計時におきましても、数量に関しては、かなり発注時には悩みました。これが逆に一番、数量を私も直接設計を担当しておりまして、その分をどんどん倍率を増やしていけばいいんですが、その分を上げてしまえば全部工事業者もやっちゃったりという懸念ももちろんありましたし、一応今までの5年間分の大規模改修の分を表につくりまして、その分を考慮してはおります。若楠で御指摘を受けましたので、その分からさらに、例えば20%増にしようとかいう形で、今回、東与賀に関してはおりましたが、さらにそれを上回る補修の実際打診をしまして出てきたというような状況でございます。

○池田委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第28号議案の質疑を終わります。

次に、第29号及び第30号議案を一括して審査を行います。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第29号議案 財産の取得について 説明

◎第30号議案 財産の取得について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について皆様からの御質疑をお受けします。

○重田委員

29号と30号議案、パソコンの単価というのは、どうなんですか。同じぐらいなんですか。

○樺木契約監理課長

29号議案につきましては、入札に当たりまして、この一式総額の金額ということで入札をしていただいております。ですから、パソコン1台の単価というのは出てきてはなしとところでございます。以上でございます。

○池田委員長

30号議案も一緒ですかね。どうですか。

○松島副理事兼学校教育課長

指導書1冊の単価ということでございますか。これは各教科によって多少の違いがございますので、それぞれの教科に応じて設定されていますので、ちょっとここで、例えば数学が幾らというのは、今のところ資料がございませんので、お答えができません。

○重田委員

30号議案、ここの業者しかなかったということで随契ということなんですけど、その金額が正しいというのがなかなか判断しにくいと思うんですけど、それをどういう感じで担保、何かな、適正な価格というのが分かるんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

これは、発行者が設定しています定価という形になります。

○重田委員

定価ということ、例えば、佐賀県はここなんですけど、福岡県はここ、いろいろあると思うんですよね。その辺を比較とかはなされないんですか。どこもその定価で全部買われるんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

大体県によって購入できる業者が決まっているようでございまして、それにつきましては、ほぼほかの県も同じような定価での購入という形になっているということでございます。

○山下明子委員

これは i P a d を全校に配置ですよ。それで、672という数量なんですけれども、どういうふうに配置されるのかということ、無線LANのアクセスポイントが1,250というふうになっているんですけれども、これは結局どうなるんですかね、i P a d の数とアクセスポイントとの関係は。

○学校教育課職員

こちらの i P a d ですが、現在、特別支援学級の子ども用に3人に1台分、今配備しております。今回はその残りの分、3分の1が終わっていますので3分の2になります。

無線アクセスポイントについてですけど、こちらは、教室、特別教室、あと職員室とか、使うところにそれぞれ配備になりますので、この数になっております。

○山下明子委員

そしたら、先に購入していた分の残りがこれだということですか、i P a d ね。

○学校教育課職員

先に購入した分、i P a d が既に入っていた分の残りという形になります。

○山下明子委員

その分についてはまだ使用はされてなかったんですかね。つまり、アクセスポイントは全部一斉に入れているということで、今まではそれは使えていない中でのということですか。ちょっと私が言っていることは分かりますか。

○学校教育課職員

今までは特別支援学級に無線APを置いて、整備しておりました。今回入れるのは普通教室分、今度W i n d o w s とか、前回12月定例会に諮った分のパソコン用のものになります。

○富永委員

そもそもなんですけれども、普通教室の子どもたちにはパソコンということと特別支援学級の子には i P a d ということで、何で特殊な子たちだけ i P a d なのかをちょっと教えてください。

○学校教育課職員

以前から普通教室用は、パソコン教室でW i n d o w s の整備は行っておりました。特別支援学級のほうは、i P a dのほうが使いやすい、タッチで感覚的に使えるということで、特別支援学級については、従来i P a dで整備していたところです。今度1人1台になったときに、従来の機器、既に整備しておる機器がありましたので、それを引き継いで、普通学級はW i n d o w sで、特別支援はi P a dという引継ぎをしております。

○山下明子委員

前も伺ったと思うんですが、事業によっては一緒にしますよというときにはどうしますかというのは、いよいよ今回、i P a dとW i n d o w sとの関係ではどんなふうにされるんですか。

○学校教育課職員

今回、各学校に予備機を配備しまして、特別支援学級の子どもが普通学級に行くときはW i n d o w sのパソコンを持って行って使うということを考えております。

○山下明子委員

いや、そうすると、i P a dを入れたときの理由との関係はどうなるんですかね。

○学校教育課職員

特別支援教育で通常使う際はi P a dを使って、普通教室に行かれる際、皆さんと同じ授業をされる際にはW i n d o w sを使うという形を考えております。

○山下明子委員

特別支援学級の児童・生徒がi P a dでずっと慣れているという状態なのに、一緒にやるときにはW i n d o w sをといたら、かえって負担になったりしないんですかね。使い慣れたi P a dをずっと使っているのに、交流授業のときには——交流というか、一緒にやるときにはW i n d o w sと、結局、じゃW i n d o w sでよくないかという話になったりはしないですか。それとも、W i n d o w sを使い慣れていないかもしれないものに関しては、横についてずっとちゃんとサポートできるようにするとか、そんな感じなんですかね。

○松島副理事兼学校教育課長

通常学級に特別支援学級のお子さんが授業に参加される場合というのは、基本的には通常学級のお子さんたちと同じ授業を受ける場合ということになります。そこで、機種が違うものがあると、操作の方法、それから入っているソフトウェア、そういったものが全て違いますので、そのお子さんだけが同じ授業が結局受けられないということになってしまいます。特別支援学級では、自立活動でありますとかそういった形で使われるときにそれに相当するソフトウェア等を使って授業をしますので、やはりその用途というか、事業の目的によって使い分ける必要があるのかなというところで、やはり通常学級の授業に参加される場合は、同じ機種でやったほうが隣のお子さんの見ながらとか、子ども同士教

え合いながらとか、あるいは支援員が入って指導しながらとか、そういった形でサポートしながら使っていくという形になるのではないかと考えています。

○山下明子委員

筋は分かるんですが、子どもから見たら、要するに通常はi P a dで操作していますよと、ソフトもこうなって、使い慣れていますと、また一緒にやるときにはW i n d o w sになりますよということで、また違う使い方のをもう一個するという話になるのか。大きくは変わらないからいいですよということになるのか、そこら辺は大丈夫なんですか。もちろん現場の声は聞いておられるのだろうとは思いますが、その辺は大丈夫なんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

委員おっしゃるようによ、子どもによっては全く違う機種になりますので戸惑いもあるかもしれませんが、特別支援学級で使うときには、使うための目的であって、感覚的に操作ができるi P a dが子どもたちにはぴったりくるだろうというところで整備しているところで、ほかのお子さんが使っているW i n d o w s パソコンについては、これまでパソコン教室等にもあったものでございますので、そこについて目的によって使い分けるところで、大丈夫かと言われると、そのお子さんによって、はっきり大丈夫とはあれですけども、大丈夫になるように我々としてはサポートしていきたいと思っていますところですよ。

○山下明子委員

ということは、このi P a dのほうに専用キーボードというのがついているので、いわばこんな感じで、キーボード操作にはi P a dをしながらも、慣れている状態ではあるということでもよろしいんですかね。

○松島副理事兼学校教育課長

そのとおりだと思います。お子さんによってはキーボードが使える状態にないお子さんもいらっしゃると思いますので、お子さんの実態に応じてという形になると思います。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第29号及び第30号議案の質疑を終わります。

次に、第1号議案を審査します。

まず、2款1項18目及び債務負担行為の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和3年度佐賀市一般会計予算中、歳出2款1項18目、債務負担行為 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑を受けします。

○山下明子委員

文化会館の管理運営の関係で、西側階段の1.8億円に関しては、具体的にはどういう整備ですか。ペDESTリアンデッキとの関係ということとは別に、どういう改修というか、中身は。

○文化振興課職員

階段の東側階段と同じように、大量の浮き等が目立ってきておって、大分、部分的に剥がれているところもありますので、全体的にタイルの張り替えを主に行うものです。

○山下明子委員

タイルだけですか。手すりの何か関係とか、そういうことはなしでしょうか。

○文化振興課職員

併せまして手すりだとか照明とかというところも、必要などころの改修は行う予定にしております。

○山下明子委員

あれが建ったときに、すごく階段が広過ぎて、結構危ないんじゃないかという意見が出たときに、佐賀錦をイメージしているのでは壊したくないんですと、そのイメージを壊したくないと、えらいそっちばかり言われて、本当に何かどどどとみんな行くときに怖いという部分があるわけですね。だから、東側で手すりをつけてもらってよかったんですが、そういう意味では手すりをもう少し真ん中にもう一本増やすとか、そんな感じになるんでしょうか。どんなふうにご検討おられるんですか。

○文化振興課職員

手すりを増やすとかというところまでは、今まだ検討中というところでありまして、どれだけできるかというところは今後また詰めていきたいと思っております。

○山下明子委員

ぜひ、それはまたいろんな方たちの意見を、高齢者の方とか、そういう方たちの意見を聞いてもらったほうがいいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、2款1項18目の質疑を終わります。

観光振興課の職員の方々は退室されて結構です。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、次に歳出第10款を審査します。

審査の順番につきましては、まず10款1項から審査を行いたいと思っております。

執行部から10款1項及び債務負担行為の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和3年度佐賀市一般会計予算中、歳出10款1項、債務負担行為 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○永渕副委員長

資料番号の3の429ページです。特色ある学校づくり推進事業に関して繰り返し聞いているんですが、やっぱりコミュニティスクールを教育長から、今後進めていく上で、コミュニティスクールの重要性とかを改めて教えていただきたいという思いがあって、よろしいでしょうか。

○中村教育長

私は、以前、11月定例会のときにお話をさせていただいたように、地域とともに学校が今後いろんな活動を進めていくことが子どもたちを育てていくことにつながるのではないかというふうに考えております。その大きな柱として、コミュニティスクールを佐賀市内の全校に広げていきたいというのが私の強い思いです。

このコミュニティスクールの新年度の予定校が、今、大詫間小と若楠小ということで進めていただいておりますけれども、現在、城南校区とか、それから松梅校区、それから富士校区というふうに中学校単位で取り組まれているところもあります。ですから、まずはこういう小学校単位で取り組まれているところもあるんですけれども、中学校区で取り組めるような、そういう取組を推進していきたいというふうに考えております。例えば、今、城西校区では西与賀小学校のみコミュニティスクールになっていらっしゃるんですけども、今後、本庄小学校もコミュニティスクールのほうに移行したいというふうに考えていらっしゃいますので、その上で、今度は城西中学校にも働きかけて、城西校区でコミュニティスクールを進めていくというような形で、中学校区で進めていけるような体制を取っていきながら、佐賀市内の全校をコミュニティスクールの方向に持っていき、そして、地域と連携して子どもたちと一緒に育てていただけるような、そういう形にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○永渕副委員長

この質問を1問だけ続けますが、中学校も絡めてやっていこうということなんですけど、やはり中学校側というのは、受験を控えているお子さんを抱えていて、非常に重要な思春期に入った重要な時期ということで、交流という点でも、小学校側としては地域交流も含めて非常に熱が入るのかもしれない。中学校側はそのバランスを取りながらというところがあるから、なかなか小中連携というのが進まないというか、なかなかうまくいかないという部分は、僕自身は感じてここまで来たんですけど、この中学校を地域でと思ったときに、今の問題点と、そしてコミュニティスクールを使うことで何か新しく中学校連携、地域に中学生がおられるということができるとか、もう少し詳しく教えていただいてもいいでしょうか。

○中村教育長

私は昨年度まで北川副小学校の校長をさせていただいておりましたけれども、北川副小を含む城南校区は、3校ともコミュニティスクールになっております。城南中学校は、赤松小学校と北川副小学校から卒業した子どもたちが城南中学校に来るということで、コミュニティスクールを経験した子どもたちが城南中学校に入るわけですね。そこで地域との体験などを実際に経験した子どもたちが中学校になって、地域にどのように働きかけるかというのを生徒会を中心に考えていただくことによって子どもたちの新たな成長につながるのではないかとこのように考えております。例えば、北川副校区での城南中学校の取組としまして、城南中学校のほうで校区のいろいろな清掃活動とか花植え活動とかに、地域の住民の方と一緒に中学生が取り組んでくれています。これは川掃除とか、そういうものも含めてです。それから、地域の公民館活動についても、中学校で部活動単位で参加していただいて、そして小学生に対して一緒になって指導していただくような、そういう場があります。それから、城南中学校区で取り組んでおりますので、クリーン作戦を赤松小出身の中学生は赤松校区に、それから北川副小出身の生徒は、北川副校区になって、小学生と一緒に、また、地域住民や保護者と一緒になってクリーン作戦に取り組んでおります。そういうことを中学生がすることによって、小学生からは、すばらしいお兄ちゃん、お姉ちゃんだなど、こんな人たちになりたいなど、憧れの目で見させていただくことによって、中学生が自信や意欲を高めることにもなりますし、地域の方からも、そういう声をかけていただくことによって、地域住民の一人として、今後頑張っていきたいという気持ちを高めてもらえればなというふうに思っています。確かに永渕委員がおっしゃるように、中学校になると、受験という大変な時期がございますけれども、それまでのうちに子どもたちが自主的に自分たちで頑張ったという意欲は、きっと高校生でも生きてくるといふふうに思いますし、実は生徒会とかそういう地域活動で子どもたちが積極的に取り組んだという実績は、高校の受験にも大いに役に立つということがございますので、こういう取組を中学校のほうにもお知らせしながら、中学校で取り組むこともこんなすばらしい利点がありますよということをお話ししながら、中学校にもコミュニティスクールを広げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○富永委員

同じ項目でちょっと関連なんですけれども、今回、大詫間と若楠小学校が2校認定されましたけど、例えば、今コミュニティスクールになりたくても待機というか、そういつて待ってある学校というのはあるんでしょうか。

○豊田教育総務課長

随時、全校に投げかけをして、申請といいますか、要望を出していただいています。その中で、待機といいますか、徐々に準備していきましょと、準備委員会を立ち上げましょとこのところもあれば、ちょっとまだ御要望いただいていないという学校もあります。ただ、やりたいというところを待ってくださいという形には今のところはなっていま

せん。

○山下明子委員

心の教育充実事業のところと、それから教育環境整備事業に関してなんですが、まず心の教育のほうで、くすの実4名、サポート相談員6名、問題解決の相談員1名と言われたかと思うんですけども、ここはサポート相談員とかの増員はあまり考えておられなかったのかということと、教育環境整備のほうでの特別支援学級の発達相談、発達支援とかサポーターの方との関係だとか、そこら辺含めて、増員に関してはどう考えておられるのか、ちょっとお示してください。

○松島副理事兼学校教育課長

今、くすの実に通ってきている子どもたちが非常に増えてきている状況でございます。そのために、室長1人と指導員、年間を通しての指導員を2人、それから、年度の後半になるに従いましてどうしても生徒が増えてきますので、短期の指導員1人ということで、今のところ4人でくすの実を回していただいているところです。ただ、非常に需要は高まっておりますので、指導員についても増員をこれからもお願いしていきたいなど我々としては思っているところですが、今のところ、申込みされてくすの実に登録された子どもたちが全て来れるわけではないということもございまして、何とかこの人数で今のところはしていけているという状況でございます。以上でございます。

○山下明子委員

必要に応じては増やしていかざるを得ないという認識はお持ちだというふうに受け止めました。

もう一つの教育環境整備事業のほうで、これはもう一回内訳といいますか、会計年度任用職員の方の内訳を教えてください。

○松島副理事兼学校教育課長

学校教育課に配置しております就学指導員が2名、それから統括生活指導員1名、それから生活指導員が1名、これは学校配置です。それから、特別支援学級支援員が26名、子どもアシスタント2名、発達障がい児相談室、ひまわり相談室ですけども、ここの指導員が室長1、指導員2の計3名となっております。

○山下明子委員

これで回っているという感じなんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

生活指導員と、それから特別支援学級支援員につきましては、学校教育課の特別支援教育係がずっと学校を訪問させていただきまして、それぞれの子どもの様子、実態に応じて、この学校には何人を配置するというところで精査しまして配分しているところがございます。十分かと言われますと、学校からは、正直申しまして、もう少したくさんの方をということで要望はあるところがございますが、その学校と子どもの実態に応じて配置を

することで適正な配置になっているというふうに思っているところです。

○山下明子委員

特別な支援を要するという中身によって、本当にクラスを分け、さらに分ける必要があったりとか、パートを分けなくてはいけないということが出てきたりということもあるかと思うんですが、そうなってくると、それだけの人も必要になったりとか、マンツーマンでせざるを得なくなるとか、いろいろ出てくると思うんですが、そこら辺は十分に現場の実情に合わせた対応ができるようにという構えではおられるわけでしょうか。それともちょっと人が足りんのは分かるけど、これでこられてくれという感じになってしまっているのかどうか、そこはどうなんですかね。それはつまり、保護者の方との関係もあると思うんですね。保護者の方と学校に対する信頼やら、頼りにできるかどうかということところにもかかってくると思うんですけど、その辺はどういうふうにされていますか。

○松島副理事兼学校教育課長

なかなかお答えしにくいところでもあるんですけども、その学校については、基本的には配置された人員をどのような活用して子どもたちの教育を行っていくか、これは学校長やそれに関する先生方の工夫によるところだというふうに思います。そういった教室を分ける必要があるから必ずそこに新しい人を下さいというのではなくて、それをどう、例えば級外職員であるとか、空き時間のある先生であるとか、そういったところも含めて、トータルで考えて、どのように指導していくかということになりますので、そういった事態が発生したから必ず人を下さいということになってくると、人員も予算も無限にあるわけではございませんので、それを頂いたものでどう工夫していくかというのが各学校に求められてくると思います。それにつきまして、指導、助言については我々の学校教育課のほうも指導しながら進めていきたいと思っています。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、10款1項の質疑を終わりたいと思います。

それでは、ちょっと1時間程度たちましたので、少し休憩を入れますが、11時10分で再開したいと思います。

◎午前10時58分～午前11時09分 休憩

○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

次は10款2項及び3項、継続費及び債務負担行為の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和3年度佐賀市一般会計予算中、歳出10款2項、3項、継続費、債務負担行為 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

ちょっと就学援助のことで伺いたいんですが、小学校の433ページと中学校の441ページのほうで、国庫補助の関係で伺いたいんです。歳入で聞いたら原課に聞いてくれと言われたのでですね。小学校の場合、就学援助費で1億3,630万円に対して国補助が9万4,000円です。中学校の場合は、支出全体が1億953万円に対して国補助は30万5,000円となっているんですが、これは補助率というか、違うわいいですか。全体に対する国の補助の額が違うじゃないですか。それはどうなっているんですか。要保護者の関係という問題なんですかね。

○横田学事課長

就学援助の国庫補助、2分の1ですけども、この分が給付されるのが、あくまで要保護世帯に対する分だけなので、割合は若干違いますけれども、要保護の見込みに対しての2分の1です。準要保護に対しては国庫補助がありませんので、今のところ予算はこのように計上しているところでございます。

○山下明子委員

準要保護の分は一般財源化すらされていないということですかね。

○横田学事課長

準要保護につきましては、大分前ですけど、2005年の三位一体改革のときに、もともと国庫補助で一応2分の1というような規定があったんですけども、三位一体改革で交付税のほうで一般財源で見るとというようなことになっておりまして、交付税で一応見えていますよというようなことでの国の説明になっております。

○山下明子委員

それは算入率とか何かは見えない状態ですか。

○横田学事課長

毎年、普通交付税の基準財政需要額で幾らぐらい算入されているかということは、一応調べてはいるところでございまして、大体決算額に対して4割強ぐらいの部分の算入はあっている。ですから、今の決算額に対して満額は算入されていないというのが現状のところでございます。

○山下明子委員

ずっと子どもの貧困ということを言われ続け、そして今回コロナの関係では独り親世帯への支援だとか、そういういろいろ支援が強められている中で、就学援助の部分というのはとても大事なところなのに、それが要保護の、要するに生活保護世帯の子どもだけが支援の対象になっているというのが、自治体の負担が相当大きくて本当大変だと思うんですが、ここは国に対しても当然要望はされているんだろうと思うんですが、今のこの状態の中で、このコロナをめぐるとか、そういう貧困の顕在化とかという中で、ここに関して

の言い方というんですか、どんな要望をされているのでしょうか。

○横田学事課長

やはり就学援助につきましては、教育機会の均等ということで、我々も全国民が格差なく、子どもが安心して教育が受けられるようにしなければいけないと思っておりますので、交付税ではなく、やはり国庫補助の復活ということを毎年九州市長会のほうで要望しておるところでございます。

それと、全国市長会の要望事項に応じても、就学援助の財源確保という項目で毎年上がっているような状況でございます。以上です。

○富永委員

資料番号3ページ、441ページの下から4つ目の二重丸、理科教育振興費なんですけれども、これは小学校と中学校と隔年で予算づけをされているということで、今、顕微鏡とか実験器などに使いますと御説明を受けましたけど、ちょっとすみません、ここで質問していいかどうか迷うところなんですけど、何か今、学校でアルコールランプを使えなくなって、代わりにカセットコンロに移り変わっているというふうに聞いたんですけど、その辺現状を教えてもらっていいですか。

○松島副理事兼学校教育課長

以前は、理科、確かにアルコールランプを使っておりました。今やっぱり実験のかかる時間がどうしてもかかってしまうというところで、今カセットコンロ式になっております。確かに、なかなかマッチを使うという機会が御家庭でもなくなってきているところもあって、そこから指導していかなければならないんですけれども、やっぱり実験は準備にどうしても時間がかかるというところがありますので、それはある程度効率化というところで、そういうふうになっていると思います。

○富永委員

ありがとうございます。何で聞いたかといったら、家にコーヒーを入れるサイフォンがあって、それでアルコールランプをつけるときに、子どもに——4年なので——ランプを習ったかとか、鉄板で出るかとか、いろいろそういうことをやっていたら、いや、今そんなのを使わんでカセットコンロに変わったということをお話して、ほかのお母さんのお話をいろいろ聞いて、いろんな学校の保護者に聞いて、アルコールランプ談義になりまして、課長おっしゃったように、そういうふうに今、マッチもつけ切れない子どもがいるということを感じました。調べていたら、そういった効率とか安全性の面で毎年いろいろ変わってきているとあったんですけど、そういうのは、例えば、上の文科省とかから切り替えてくださいというふうにお達しとかが来るんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

必ず切り替えなさいというわけではなくて、こういった機器を使うこともできます、代わりに使うことができますという形で参ります。備品等につきまして、学校のそれぞれど

んな備品があるかにもよってきますので、必ずしも全然アルコールランプを使わないというわけではなくて、それについてはそれだけ特化して教えたりとか、することになっていくのではないかなと思っております。

○富永委員

ありがとうございます。さっきのマッチの話もだったですけど、うちはマッチはじゃんじゃんさせているんですよね。例えば、やけどとかさせて自分がどう感じるかというのも、一つの何ですかね——こういうふうにかう持っていたら火は上に行くから、かう持たなきゃいけないよとか、自分で少しぐらいやけどもしていいのかなと思うんですが、そういった理科の実験を通して、科学的に判断する能力とか問題解決能力をやっていくという意味で今理科教育推進とかはされているのかなとか思ってですね。IHとかで家庭で火を使う機会もなかなかない中で、もちろん学校でも火は使わないんだけど、そういうマッチとかの使い方、それに触れる機会もなかなか少なくなっているんだなということが何となくジェネレーションギャップというか、そういうふうに感じましたので質問したところでした。

○山下明子委員

429ページで、学校の防犯カメラのことが言われましたが、1校分ということで、これはどこかということと、要望に応じてされているのか、必要に応じてされているのか、どういう状態でしょうか。

○横田学事課長

令和2年度、今年度ですけれども、新たな県の事業で補助事業があったということもありまして、今年度は城南校区の小・中学校のほうに設置したところでございます。そこで、全校まで展開するわけじゃなく、やはり不審者情報とか、そういった防犯上危ないようなところにつけていきたいと思っておりますので、今現在どこに設置しますよというところはないんですけれども、やはり学校からの話を聞きながら、そういった情報が多いところには設置したいと考えております。実際、確かに国庫補助では、今年度、城南校区に設置したんですけれども、今年度、急遽いろんな不審者情報が多かった学校については、単独でも1校つけたような状況でございます。以上です。

○山下明子委員

ということは、これは金額としてはあまり大きくはないわけですが、県のほうは17万6,000円ですよね。何台分というか、つまり、必要なところが寄せられてきたら、増額補正ということもあり得るとのことなのか、取りあえずこれは1校分ですよということなのか。

○横田学事課長

当初予算で計上して、県の補助計画に上げている分は1校分で、この補助が3分の1補助ですので、大体3倍ぐらいの値段——ちょっと入札かけてみて、ちょっと増減があつてお

りますけれども、まず1校分というふうに考えております。もし補助の変更申請が間に合えば変更補助を取っていきたいと思いますけれども、それでも無理ということであれば、不審者情報でつけたがよいと判断した場合は、単独でもつけていきたいとは思っております。

○久米勝也委員

今の1校分というのは、防犯カメラ何台、1個なのか、何台なのか分かりますか。

○学事課職員

録画機とモニター、こちらがセットになっております。

○久米勝也委員

そのつける場所というのはどんな感じで選定されるか、学校側の要望とか、そういうのはどうされていますか。

○横田学事課長

学校も結構広かったりしますので、この県補助の条件が道路側に向けてつけなくちゃいけないというような条件がありますので、その要件を満たすところに学校と話しながらつけていくと。ただし、不審者が来るのはそんなところじゃないよというところであれば、単独でつける場合は学校と話して、ここをしてくれというようなことでつけているところがございます。

○川崎委員

小学校に防犯カメラということで、県の補助ですけれども、これは中学校は防犯カメラは設置しているんですか。

○横田学事課長

現在、中学校についているところは、佐賀市内で3校ですね。ですから、小学校よりもちょっと多いような状況で、小学校が今年2校、城南校区につけましたところと、あと以前、寄附で思齊館のほうについているような状況でございます。

○川崎委員

これは小学校に計上しているんですけど、中学校では説明がなかったもんですから、今後の計画はないということですかね。

○横田学事課長

先ほどちょっと言いましたが、計画的につけていくというよりも、やはり不審者情報が多い学校の話聞きながら設置していきたいということで、県の補助で、取りあえず1校分は申請しておりますので、もしかして中学校に変える可能性もあり得ますけれども、今のところ予算としては小学校費、1校分だけを計上させていただいております。中学校費で、もしそういうことがありましたら、既決なりで対応したいとは思っておるところでございます。

○川崎委員

そしたら、昨年というか、今年度ですけど、ある中学校に不審者が来て、職員の車が荒らされたということで、警察等々にも連絡しとるわけですよ。そういう中で、何とか防犯カメラを設置してもらいたいという希望を出していたと、教育委員会にということで情報をキャッチしているんですけど、それに対する対応はどうされたんでしょうか。

○横田学事課長

川崎委員がおっしゃっているのは、川副中でしょうか。

(発言する者あり)

これは単独でつけさせていただいております。

○川崎委員

単独でつけましたか。そしたら、費用関係はどれぐらいかかったんでしょうか、それは。

○池田委員長

分かりますか。どうぞお答えください。

○学事課職員

資料がありませんので、ちょっと調べて、また。

○池田委員長

後でよろしいですか。

○山下明子委員

今さっき県の条件が、つける場所を言われているというところが実態に合わないんじゃないのということになると思うんですね。やっぱり必要なところにつけるということが大事だと思うので、それでかかった額の3分の1だということだったら分かると思うんですが、どこにつけなさいといったら、いかにも県がつけましたというのが見える場所にといいふうに何か捉えがちな感じですね。その辺は意見を上げたりとか、ほかの市町からもちょっとこの条件はねみみたいな話とかはないんですか。つまり要件の見直し。でないと、見える場所につけないんだったら単独でしなさいと言ったら、ちょっと変な感じがするんですけれども。

○横田学事課長

ちょっと今年度から始まった事業ですので、今後、我々としても要件見直し等々は言っていきたいなと思います。

○池田委員長

よろしいですか。

○永渕副委員長

この件、2点ちょっとお聞きしたいんですけど、まずは先ほど言われた録画とモニターの件ですね。要は、例えば録画機器にもハードディスクに何かずっと映像なりたまっていて、それをどなたかが一旦削除するとかいう流れがあるのか。そういう意味で、教員側に負担が増えてしまった状況なのかということの確認と、つける方向がというふうで、

報道等でも今はつける方向がいいというような考えもあるけど、当然監視社会的なことを昔言われて、なかなかそれをつけることに抵抗がみたいな時代——時代というか、今はどうだか分かりませんが、そういうところもある。そういう意味では、保護者サイドからこういうのをつけることに対して抵抗があるというような御意見とかも上がってきているのか、この2点をお聞きします。

○横田学事課長

録画につきまして、どのくらいの時間まで録画できるかということが金額にはね返ってきますので、それはちょっと今までの設置ではいろいろありますけれども、教職員に特段負担が出ているというような状況はございませんというのが1点。

それと、保護者から特段つけなくてくれとかいうような声は聞いておりませんが、むしろ、PTAのほうの寄附とかで、実際、今年度つく中学校がございまして、保護者はこの辺が危ないんじゃないかと思って、つけた方がいいという判断の声が大きいのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○永渕副委員長

後半の話は分かりました。

前半の話なんですけど、携帯電話等、僕らもこうやって持っているようなスマートフォンでも、当然時々いっぱいになりましたとか、写真も減らさなきゃみたいな話になって、皆さんどこかに入れるとか苦労されるわけですね、クラウドをどうする。当然、今言っている録画の容量は金額にはね返ってくるわけだと思うんですけど、それを削除するラインとか、そういう規約、例えば1年たったらそれは消しましょう、何か決めていないと当然そういう話でいつまでも残さなきゃいけないといたら、じゃどこにそれを残していくのかとかいう話になると思うんですね。このあたりは、一体どういうふうなことでお話が今できているんでしょうか。

○学事課職員

録画につきましては、上書きでずっと消していく形ですので、ハードディスクに録画しながら。録画時間については、どれぐらいの画像で保存するか、画像の解像度によって時間は変わってきますけれども、ずっと上書きで消していくというような形になっております。

○永渕副委員長

ということは、例えば何か月か前から不審者がいた可能性があって、何か犯罪につながるものが3か月後に起こったときに、3か月前のデータはと言われたときに、実はそれはもう上書きしてしまっていてございましてと。ここ直近の1週間しかありませんというようなことの事象が起こる可能性があるということでしょうか。

○学事課職員

結構、量が多いものを使っていますので、1週間、2週間で消えることはないんで、最低

で1か月は残っているかとは思いますが、やっぱり3か月も4か月もとなると、その辺は残っていないという可能性もあります。

○永渕副委員長

それをそうしてくれという意味ではなくて、やはりほかのところでも防犯カメラ関係を取り付けているところのやり方とか、どれくらい残して、どうしているかとかというのがあると思うんで、そこはいろんなところと話をして、今、一月でということでのお話だったけど、そのあたりはしっかりどこか決めたほうがいいのかないという気はします。何かあったとき、本当に半年、そういうところから情報を取らなきゃとかいうことも起こる可能性も十分あり得るかなという気もするので、何か方針というかな、僕は録画の映像とかで残すというところのことをもう少し考えていただければと思います。御答弁を求めます。

○横田学事課長

今まで何か月とか残すという基準はつくっておりませんでしたので、それは他部署とかの研究はしていきたいと思います。つけることでの抑止効果というのが効果だとまず思っておりましたので、そういうふうには何時間、何か月残すとかいうところはちょっとまだ検討していないところでございました。以上です。

○池田委員長

いいですか。関連ですか。

○川崎委員

先ほどの川副小学校の件ですけど、録画関係ですけど、設置した日にちと、事件のあった日にちと、その結果、どういうふうになったのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○横田学事課長

今回、この防犯カメラを設置する場合、個人情報保護審議会にかけた上で設置しなくちゃいけないということで、コロナ関係で少し時期が遅くなってしまいましたので、設置できたのが、ちょっと入札等々もありまして、夏休み明けの状況でございました。

そして、つけたところにどうですかと聞いたら、今のところは、以前のような不審者は見かけなくなったとか、いたずらはなくなったという声は聞いているところでございます。以上です。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにご質疑ないようですので、10款2項及び3項の質疑を終了いたします。

ここで一旦休憩に入りたいと思いますが、いかがですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、午後の部を13時から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

◎午前11時48分～午後0時57分 休憩

○池田委員長

それでは、ちょっと時間前ですが、おそろいですので、文教福祉委員会を再開したいと思います。

初めに、川崎委員のほうから出ておりました防犯カメラの設置費用についての答弁があるということですのでお願いします。

○横田学事課長

川副中学校に設置しました防犯カメラですけれども、金額といたしまして33万円でした。以上です。

○川崎委員

33万円はどこが、市負担で、どうなるんですか。単独ですか。

○横田学事課長

県補助を使わずに単独で設置しております。

○池田委員長

よろしいですか。

それでは、次に10款5項及び6項の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和3年度佐賀市一般会計予算中、歳出10款5項、6項 説明

○池田委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

461ページの指定文化財等保存管理事業ですが、補正のときも聞きましたけれども、改めて、要するに指定文化財保存費補助金13団体と、もう一つは地域文化財総合活用推進事業と、それぞれ上の指定の文化財保存費のほうは、団体にずっと出されている補助金ということではよかったですかねというのと、もう一つは、記録保存に関しては、計画があるので、令和2年度でできなかった分は後に回ってしまうか、するかどうかも含めてという御説明だったですね、補正のときに、令和3年度は何に対して補助されるのか。補助というか、記録保存ですね。お答えください。

○木島副部長兼文化振興課長

1つ目の分ですけれども、保存会の13団体に対する補助は継続して、毎年、実際の行事を行う活動に対して必要な経費を補助するということで継続しているものです。

それから、地域文化財総合活用推進事業補助金につきましては、前回は補正のときにもお答えしたとおり、令和2年度は、太田の浮立と松枝神社の奉納浮立、快万浮立というのが予定されていましたが、新型コロナウイルスのために全て中止となりましたので、ただ、5年間の事業の中で、それぞれ記録作成をする順番をあらかじめ決めておまして、令和3年度につきましては、小松の浮立と松枝神社の奉納浮立と快万浮立ということで予

定をしておりますので、実際、令和2年度にできなかった分については、令和6年度になるのか、令和4年度、5年度の間で調整できるのか、そこは実行委員会のほうと話をしながらということになると思います。

○山下明子委員

大体、記録保存をしようと思っているものは、これだということによって、全体を決めた上で、それを年度ごとに分けて計画しているという位置づけですか。それとも、県の補助を利用してしますという位置づけなんですか。

○木島副部長兼文化振興課長

これは文化庁の補助事業ということで、あらかじめ実行委員会のほうで行事の開催もできる年とできない年、行事によって違いますので、そこを全体的に整理して5か年の計画というのをつくっていますので、その中でずっと順次やっていっているということになります。

○山下明子委員

文化庁の補助というのを、何というんですか、計画年度内しか受けられないのか。ちょっと補正のときそんな言い方だったと思うんですけどね。だから、佐賀市としては、これこれこれの文化財を記録するぞと決めて、それはとにかくするんだというふうになるのか、文化庁の補助がなければできないというふうになるのか、その辺はどう位置づけられているんですか。

○木島副部長兼文化振興課長

まずは記録保存というか、行事のための記録をつくるということについては、市のほうも実行委員会のほうも含めて、全部やりたいというふうには考えておまして、5年間分は決めたことになっております。

ただ、補正のときにもお話ししましたが、令和6年度以降、文化庁のほうがこの事業に対してどういう方向性を持っているのかというのは、明らかに今の段階ではされておられませんので、まずは国庫補助事業としてできるように要望していくとともに、もしそれが難しいということであれば、実行委員会ともお話をしますし、市の内部的なもので財政措置が本当にできるのかどうか検討する必要もありますので、その辺は今後の話合いで決めていくということになるかと思えます。基本はできるだけ記録を全部取りたいという気持ちを持っています。

○山下明子委員

今回はコロナの関係で中止と、そもそもが中止となったわけですね、令和2年度はですよ。行事の開催自体は天候によってずれるだとか、何かそういうふうなことに左右されるものなのか、それとは別に記録保存のときは記録保存のために、一定の時間をきちっと設定しながらやっていただくというやり方になるのか。開催しているところを記録するのか、それはどうなっているんですか。

○木島副部長兼文化振興課長

撮影そのものは当日だけではなくて、一番最初の準備の段階から、当日迎えて終わるまで一通りの流れ全体を記録映像にすることですので、天候にはそれほど左右はされないのじゃないかなと思いますけど。そういう流れでやりますので、基本的には予定どおりやるということになるかと思います。

○富永委員

479ページ、学校保健費なんですけれども、フッ化物洗口のほうが今度再開されるということで、そこでちょっと何点か質問なんですけれども、例えば、今回劇薬から医薬品、ミラノールに変更されて実施されるということで、保護者の判断材料として医薬品が何であるかとかの添付文書を配付するということは可能なのか、お尋ねします。

○横田学事課長

今年度、フッ化物洗口を一時休止した際も、保護者に対して文書を出しております。再開する際も、何らか文書は出さなくちゃいけないとは思っているところでございますし、フッ化物洗口をするときに、まず保護者の方から申込書をもって、同意された人のみを実施しているところでございますので、その際、申込書とフッ化物洗口の説明、どういうものかという文書も出しておりますので、そういった形で、同じように出して、説明した上で実施していきたいと考えております。

○富永委員

分かりました。

それで、この間いろいろ議論もされていますけど、やっぱり先生方が多忙化の中で、いろいろ仕事が増えるんじゃないかなという懸念もあるかなと思いますけれども、そういった先生方の働き方改革の観点というところからして、例えばフッ化物の管理ですとか、希釈を薬剤師のほうにお願いするとか、そのように学校では行わないようにすることというのは検討されないのでしょうか。

○横田学事課長

今年度、劇物指定され、今後どうしていくかというのは、歯科医師会、薬剤師会、県、もちろん学校とも協議しながら進めているところでございます。今までは、使っていたフッ化ナトリウムが試薬ということでしたので、薬剤師の方が分包する必要がございました。けれども、今度からの医薬品というものは、家庭でも使えるものなので、薬剤師が必ずする必要がないので、どなたでも希釈できるような状況でございます。それをあえて薬剤師にする必要はないということを考えて、そういう話を薬剤師会ともしております。以前から、分包は自分たちがするけれども、希釈は学校でしてくれないかというような要望は、以前からあっていたんですけれども、それは今まで薬剤師のほうにしていたところなんです。今、薬剤師が希釈、分包までした場合、やったボトル自体を、そこにまた、今までが5リットル、2リットルというような容器に希釈されたものを、それを学校に持つ

ていって、それをクラスごとに分けるという手間がございました。今回、同じようなことをするのは、今度の医薬品は何人分というふうに決まっております。それをあらかじめ小さなクラスごとのボトルなどにそのまま溶かすだけでいいので、やり方を検討した場合、学校の手間はどちらがかかるだろうかということで、わざわざ別のところで希釈するよりも、学校でしたほうがいいんじゃないかと、そっちのほうが手間は少なくなるんじゃないかということ判断いたしまして、学校で希釈したほうがいいんじゃないかということで協議を進めてきているところでございます。

また、その管理につきましても、薬剤師のほうで溶かしたものを管理して、わざわざまたそれを運ぶとか取りに行くとかというのは、余計学校の負担になると思いますので、今までも希釈したフッ化洗口液は、例えば、する前日に学校に運んで、学校で鍵がかかるところで保管していただいておりますので、それと同じように鍵がかかるところで保管するほうが効率的に行えるんじゃないかということで進めているところでございます。以上です。

○富永委員

いろいろ考慮され、改善され、今回検討されているということでした。学校も必ず先生がしなくてもいいように、みんなでされるようにというふうに、この間からいろいろ答弁されていたと思うんですけども、どうしても養護の先生が自分のところに仕事として来るんじゃないかなといった心配の声も上がっているようでありますので、その辺、先生方の御負担にならないようには、今もちゃんと配慮されていると思いますけれども、実際される時も、これは要望ですけども、お願いしたいと思います。

それと、最後1点ですけども、今、こうやって新型コロナがずっと増減して、上がったたり下がったりですけども、いろいろフッ化物洗口ということどうがなんですが、そういったことを考えると、例えば、いつから再開されるかというのはまだ分からないんですけども、しばらくコロナが落ち着くまでフッ化物洗口を実施しないとか、そういうことは検討できないのか、ちょっとお尋ねします。

○横田学事課長

今までですと、大体毎年5月ぐらいから始めていただいたところですが、今回は、ミラノールに変更することもございますので、それは学校の裁量にお任せして、5月で始められるところ、その後ということは柔軟に対応したいと思っているところでございます。もちろん、その際は、実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の対策は講じながらやっていただきたいと思っておりますし、もちろん、感染の状況を見ながら、そのままやっていけるのかどうかというのは、そのときに対応する必要があると思っておりますのでございます。

○池田委員長

よろしいですか。

○山下明子委員

今回、劇物だというふうになって、中止していたところはどこだったのか、それ以外は、その後もしていたのかどうかということ、併せてちょっとお聞きしたいんですが。

○横田学事課長

中止していたというのは、市内の学校でということですか。

(「はい、市内で」と呼ぶ者あり)

市内は全部中止、一時中止しておりました。

○山下明子委員

一貫校とかそういうところも含めて、全部中止していたのか。

○横田学事課長

合併前から実施しておりました中学校がございますので、それも一緒に中止はしておりました。

○山下明子委員

ということは、今回、劇物の試薬から、医薬品——ミラノールと今言われましたかね。それになったということに関して、もちろん現場とずっと協議はされてきたと思うんですけども、スタートするに当たっての具体的に何か不安の声とかなんかがあったかどうかに関してはどうなんですか。

○横田学事課長

やはり現場の、以前からもそうですけれども、フッ化物洗口については、学校の負担になると。ですから、学校じゃなくてもいいじゃないかという声はずっと上がっておりますし、今でも上がっております。養護教諭の先生方も、私たちにだけ負担がかかるという声も実際あることはあります。ただ、今までは一つのボトルで来たものを誰かがクラスごとに分けるということで、どうしても養護教諭の先生に負担がかかってきたところもあると思いますし、学校に応じては、もちろん養護教諭だけではなく、校長先生方がされていたケースもあります。ただ、今回のミラノールは、小さなボトルにそれぞれが薬を入れて水に溶かしてというので、これは複数の人でできるようになると思っておりますので、それは養護教諭お一人じゃなく、多くの、分担して、1人に偏らないようにしていただきたいというふうなことは説明して、なるべく不安は取り除いていきたいとは思っているところでございます。

○山下明子委員

ということは、ボトルはクラスごとにボトルという感じになるんですか。どういう扱いになるんですか、ボトルの扱いというのは。

○横田学事課長

今までもボトルごとに教室に持って行って子どもたちに配っていたということですので、それはボトルごとにはなりますけれども、今までのボトルとまた違うボトルは用意したい

と思っているところでございます。

○重田委員

10款5項7目、文化財保護費で東名遺跡のガイダンスと埋蔵文化財センターの複合施設なんですけど、この場所については、ちょっと私もよく緑で濃く塗った場所に計画するということじゃないですか。

○社会教育課職員

教育部の3の資料のところに載せておりますけれども、赤い点線で示した範囲の中で8,000平米を決めるということになります。

○重田委員

うちの会派の会議の中で、緑のところを、普通、農地転用するときは角からつぶしていくよと、こういうやり方はおかしゅうなかねというお話があって、よく見ていたら、この範囲内ということであれば、南も含めて検討するということですよ。

○木島副部長兼文化振興課長

そのとおりです。緑色の部分は作付をされている部分ということで、特にこちらで色を塗っているわけではありません。

○重田委員

それと、あと試掘で文化財か何か出なかったのか。試掘されたということはこの前聞いていたんですけど、結果的には問題なかったんですか。

○木島副部長兼文化振興課長

ここは実際に試掘と、それからボーリング調査も併せてしておりますので、貝塚の存在もないということで確認ができています。特に文化財は存在しないという結果になっています。

○川崎委員

1点だけ、467ページ。一番下の成人式開催経費運営委託料ということで、どこに委託しているのか、約600万円、約1市6町1村8か所、内訳ですね。説明してもらいたいと思います。

○社会教育課職員

委託料の内訳ということで、委託料としましては、会場設営に係る委託料、それと記念品作成にかかる委託料、あとユーチューブ配信等もしますので、そういった映像関係の委託料を実施しております。会場設営に関しましては、委託で50万円以下ぐらいになる見込みですので、見積り合わせにして実施しております。

今年度の実績を言ったほうがよろしいですかね。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

会場設営に関しましては、大和産業とスマイルアースです。その2社に会場の設営の委託を実施しております。

映像関係に関しましては、西日本企画サービスに委託しておりまして、記念品に関しましては、諸富家具振興組合に委託しております。以上です。

○川崎委員

分かりました。

これは、私もいつも指摘しているんですけど、この8か所、委託関係は、川副町は特に空調関係がないということで、私も一般質問等々でも言ってきました。その当時、ほかのところは暖房等々の施設はあるんですけど、川副町はいつも冷蔵庫の中で成人式をしていると、何とか改善してもらいたいということで、ストーブを入れるようにしていたんですけど、当初、計画してしたところが、十何基入れたらよかろうというおたくたちの考えでしたところが、電圧が低いということで、今年も伊東副市長がお見えになったわけですね。川副町の成人式は寒いですねと言われたわけですね。肌で感じられたわけですね。その中で、一番大事なのは、川副町だけは川副スポーツセンターであるんですけど、この改善というのはそちらとしては考えがあるのか。スポーツセンター等々の空調関係を考えているのか、今後のことをどう考えているか。

○社会教育課職員

スポーツパーク川副の成人式は確かに寒うございました。その辺検討しまして、石油ストーブの台数を増やすというような措置を今後検討していきたいと考えます。以上です。

○川崎委員

その件は当初もあつたんですけど、全然、今の6台かそれぐらいしか入っとらん。それに対しての対応というか、検討しても電圧が低いということで、この川副町スポーツセンターに対してちょっと離れるかも分かんばってん、空調関係は何か先に進めているのはないんでしょうか。

○社会教育課職員

成人式においてということでしょうか。

(「いや、全体的に」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

会場の空調でしょう。

○社会教育課職員

施設に関しては、すみません、その施設そのものに関しての所管ではございませんので何とも言えませんが、成人式に関しましては、石油ストーブの台数を増やしていこうというふうに考えております。以上です。

○山下明子委員

469ページの図書館費ですが、図書購入費が若干下がったということのようですけれども、前年との関係で何か動きがあったのか、その中身でどっか充実を図れる要素があるのかというところはどうなんです。

○江頭図書館長

図書資料の購入費ですけれども、もう一度繰り返しますと、来年度の図書購入費は本や新聞ですね。本以外にも新聞や雑誌といったもの全てで5,900万円。今年度と比べて80万円の減少となっております。

まず、減った原因ですけれども、市立図書館の管理運営費の中の備品購入という形で予算を組んでおりますので、どうしても図書館の管理運営の中で、実は来年度、計画修繕が250万円ぐらいかかる予防的な空調の修理が入ったことだったり、それから、本館の管理運営の委託で、3か年で契約しているのが多いんですけれども、来年切替えのところがあって、予定価格などを組んでいてもちょっと不足する部分があって、何とか今年度並みを確認したかったんですけれども、結果的に80万円不足をしたところでございます。

その対応でございますけれども、まず状況といたしまして、昨年6月に久保田館がオープンをいたしました。久保田館は令和元年度から5か年で1万2,000冊。ですから、収蔵能力は1万2,000冊ありますけれども、今年度までで9,000冊を整備いたしました。令和2年度に2,000冊を購入したところですので、来年度もまだ収蔵能力まで達しておりませんので、久保田の2,000冊は絶対に確保したいというふうに今考えているところでございます。

その中で80万円といいますと、本の冊数にして450冊程度の減少になります。これにつきましては、購入をしております司書で、よその館との兼ね合いで冊数を調整したり、それから、この時期、こういった状況ですので、高額な図書を1年控えるとか、そういった調整をして、何とかこの金額で賄いたいというふうに思っているところでございます。

○山下明子委員

巢籠もり生活というか、ステイホームで、本を借りる利用者が増えたり、利用数が増えたりしているという動きはあるのかなと思っていたのと、利用が増え、新たな利用の関係だったりなんかでリクエストが増えたりすると、そのリクエストに応えるという部分が出てくると思うんですね。その辺は予算が圧縮されている中で、リクエストには応えていこうということで思われていますか。ほかから回してくることもあるかもしれないんですけど、その辺はどうなんですか。

○江頭図書館長

前年度3月に一部休館、それから、今年度も4月の末から5月の連休まで休館をいたしましたので、その間に利用者の方からは、この時期であるから本を読みたいと、ぜひ開館をしてほしいという、そういった声は多うございました。ただ、再開後、これまでの状況でございますけれども、昨年のちょうど今の時期と比べて、年度の利用状況ですけれども、入館者は3割ぐらい減っているような状況でございます。ただ、貸出しの本については3割まで行きませんで、1割減ぐらいでとどまっているところでございます。

そういったことで、こういった時期でも本を読みたいという要望が強いことは肝に銘じておりますし、それからリクエストについても、この間も、再開してもリクエストカード

という形でもらっておりますので、そういったところも資金の範囲の中でなるべくお応えしていきたいというふうに思っているところでございます。

○山下明子委員

分かりました。

もう一つは、会計年度任用職員の関係で、司書資格を持った方が65名と、障がい者雇用で1名ということですが、ここはどこに配置されて、どういうお仕事をされているでしょうか。

○江頭図書館長

障がい者雇用は、以前は嘱託職員でしたけれども、ほかの司書資格を持った者と同じように会計年度任用職員ということで、昨年から新たな任用をしております。

業務につきましては、図書館の本館で書架の整理を当たっております。勤務時間は1日6時間の週5日勤務、週の30時間勤務でございます。雇用の要件といたしましては、身体障害者手帳、あるいは療育手帳のB、あるいは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得している者ということで、要件として定めております。

○山下明子委員

ということは、会計年度任用職員だから1年切替えになっていくことだと思うんですが、2年度もされて、新年度でされるときは、新たにまた募集し直しということですかね。

○江頭図書館長

昨年、制度が変わりましたので募集したわけですが、これは本庁も一緒だと思います。嘱託職員として5年目の者は、新たに試験を受ける必要がございましたけれども、5年未満の者につきましては、内部の審査で、試験を受けるという形じゃなくて継続という形で手続をいたしました。この障がい者雇用につきましても、令和2年度が初年度ということになりますので、ほかの会計任用職員と同じく、年度更新をしても3年目には、また再度試験を受けるという形になります。

○山下明子委員

ということは、2、3、4で5年目、令和5年度に新たにということになるわけですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○永渕副委員長

関連で、図書館の管理運営費についてお聞きします。

まず、20代の皆さんの推移というのを常にデータを取られているのではないかと思うんですけど、ここ数年、20代の市立図書館の利用率をまず教えていただいてよろしいでしょうか。

○図書館職員

ここ何年かの状況ではありますが、10代から20代にまたがっているところがあるんですが、完全に20代というところで、23から29歳代の、人口1人当たりの貸出しの点数という

利用状況で確認いたしますと、28年、29年、30年、令和元年というふうには点数が、平均の4.7冊、4.3冊、3.4冊、3.0冊というふうな形で、少しずつ下がっているような数値が出ております。

○永渕副委員長

4%とか3%というのは、そうやったかな。

○池田委員長

これは冊数ですか。

○図書館職員

1人当たりの貸出点数、年齢別の1人当たりの貸出点数という平均値です。

○永渕副委員長

図書館を利用している率というのは取られていないということかな。貸出冊数でしか今データとしてはないと考えていいのかな。

○図書館職員

今、急いで、20代の何か数値が分かるものということで探してお答えしましたので、ほかの取り方である資料があると思うんですけども、ちょっと今すぐ御紹介できませんでしたので、申し訳ありません。

○池田委員長

例えば、登録者数の中で年齢が分かればいいんじゃないかと思うんですが。そういう数字じゃないですかね。全体の登録者数が何名で、そのうち20代が何名とか。

○永渕副委員長

私、手元に資料が、今、図書館の資料を開きながらずっと言っていたんですけど、20代の利用率はパーセンテージで28年度は5.5%で、ずっと5.3、5.1、4.6と進んでいるのがあったので、令和2年度もそういうデータがあるのかなと思ったことと、まずそれがいいのかどうかということは分かりますか。

○池田委員長

今、分からないということですか、資料が手元にないということですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○永渕副委員長

では、そのデータに関してはちょっと置いといてというか、あれですけど、要はそれで何を聞いたかったかと言ったら、冊数の話も3%ぐらいであったというのと、私は今、市のデータを見ているので後ほど確認してほしいんですが、多分あまり利用率は20代そんな上がっていないものですから、館長に聞いたかったのは、これから20代が図書館を利用してもらうため、また、そういう人たちに来ていただけるためにどういうことをお考えですかということをお聞きしたかったんですけども。

○江頭図書館長

資料がなくて申し訳ございませんでした。

図書館は、5か年計画でサービス計画を持っておりますけれども、今年度が第2次のサービス計画の最終年度でございます、来年度から5か年のサービス計画を策定しているところでございます。

前回12月定例会でも、委員研究会のほうでも御説明したとおりでございますけれども、その中で、若者ということのくくりではなくて、未利用者をターゲットとした広報の在り方検討には着手するというような計画をしております。そして、その着手の年度ですけれども、このサービス計画、まだ完成ではございませんけれども、5か年の計画で、毎年、次年度の重点事業を取り上げまして、年度末の図書館協議会でお諮りすることにしております。今年度も、まだ予定ではございますけれども、令和3年度の予定ということで、未利用者をターゲットとした広報の在り方について、来年は重点的に取り組むという御説明をしたところでございます。

○永渕副委員長

ありがとうございます。

図書館の質問はもう一点なんですけど、移動車両のブーカスに関して聞きたいんですが、ブーカスは今、平成12年から走っていると思いますけれども、車両に関しては平成12年から今もずっと利用されているということで、まずそれはよろしいでしょうか。

○江頭図書館長

ブーカスにつきましては、平成8年の本館開館と同時に走らせておりますので、24年目になります。車両については同一のものでございます。

○永渕副委員長

環境的というか、議題の中で今の話だと、相当二十数年の車を使っているということで、燃費は大体どれくらいで走っているんですか。

○図書館職員

現在の走行距離が8万5,099キロということで、意外と走ってはおりません。年間にすると、3,800キロから4,000キロぐらいなものですから、まだ、あと10年ぐらいは走れるというようなことは言われております。

○永渕副委員長

さっきの燃費とかは分かりますよね。どんくらいになるか。

○江頭図書館長

これは、ブーカス号は大型の免許が要りますものですから、私どもで給油しているわけではございませんで、ブーカス号につきましては、運行、それから維持管理につきまして、佐賀市交通局のほうに委託しているものでございますから、申し訳ございません、燃費などは把握していないところでございます。

○永渕副委員長

気になったのは、燃費にこだわらなくていいんですが、要は環境的にそのくらいの年代の車が今走っていて、8万キロというのだけは、まだそのぐらいなんだというのだけは分かったんですけど、それに関しては、走っているから問題ないという認識ということで、これからもあと10年ぐらいはブーカスは走っていくということでしょうか。

○江頭図書館長

10年走れるかどうかは分かりませんが、ただ、さっき言いましたとおり、交通局のほうで維持管理していただいておりますので、修繕でできる範囲、それからもう修繕できず、買い換えの時期ではないかということは、交通局のほうとよく意見を聞きながら対応していきたいというふうに思っております。

○山下明子委員

481ページの学校給食管理運営費のことですが、食育との関係からいって、栄養教諭の方たちは給食に関して職員室で一緒に学校のほかの職員の先生たちと意思疎通をしたりするということではできているんですかね。

○学事課職員

栄養職員は、基本は給食室にも給食提供のときはいることは多いんですけども、職員室のほうに戻って活動しているのは私も把握しております。

○山下明子委員

そうすると、いろんな情報は共有できるという環境にあられると思うんですが、その給食に関してきちんと意見を言ったり、何かできるという状況はつくられているのでしょうか。

○横田学事課長

栄養教諭が学校に対してということでしょうか。それは、食育に関してですか。

○学事課職員

委員が言われていることに関しては、むしろ、栄養教諭が中心となって献立や、そういったものを作成しておりますので、むしろ、逆に栄養教諭のほうでいろいろと主体的に動いていることが多いと思います。

○山下明子委員

市費も含めて入れてあるから、ちゃんとそこはなっているのかなと思うんですが、これまで学校給食の在り方で、特に中学校の選択制弁当方式との関係で、いろいろと比較をしていく必要があるんじゃないかという提起してきた関係もあって、そういうことに関しても、何というんですか、今後やっていきたいという答弁ではあったんですが、今年度、新しい中でそういうことも念頭に置かれているかどうか。つまり、いろいろ聞き取りをしたり、見たりなんかするということになると、結構その学校現場全体の合意がないと、進んでいけないことだとは思いますが、もしそういうことを考えてやっていこうとなればですね。だから、教育委員会としては、この学校給食の担当の部署としては、そういう

ことに関して現場にもお願いしながらやっていくということはきちっと持っておられるのかどうかというのを一応確認しておきたいんですが。

○百崎教育部長

前回の議会でもいろいろ御指摘がありましたので、その報告というのは毎回校長会には私もしております。その中で、やはり御心配されていた給食にちょっと困っている子がいるんじゃないかとか、そういうお話もありましたし、栄養状態がということもありましたので、そういうこともありますので、学校としては、ぜひ子どもたちの様子をよく見てくださいというお願いと、我々も担当者も学校に行ったりとか、給食時間にちょっと見せていただくようなことがあると思いますので、御協力をどうぞよろしく申し上げますというふうにお伝えしております。

教育委員会も学校訪問等、結構ありますので、その際には必ず給食関係とか子どもたちの様子とかも聞かせていただきますので、よろしく申し上げますということをお伝えしておりますから、学校とはその連携を取りながらやっていけるというふうに思っております。以上です。

○富永委員

1つだけいいですか。東与賀ガイダンスですけれども、すみません、さっきちょっと乗っかれなかったもので、確認の質問をしますけれども、これはオープンは今和9年でよかったですかね。

○木島副部長兼文化振興課長

今現在のところは、まだオープンの時期は確定できておりません。

○富永委員

分かりました。すみません、前回の研究会でそうだったかなとちょっと今おぼろげに言ったんですけども、オープンされるまでは今の縄文館をそのままガイダンス的な施設として使われるということですよ。

○木島副部長兼文化振興課長

そのとおり、縄文館を使う予定でおります。

○富永委員

分かりました。

来館者数アップとか、そういう取組を引き続きされていくと思うんですけども、本当に縄文館はいい施設で、私も何度か行ってから、行ったときは、周りにはいろいろ呼びかけをしているんですけども、ちょっとこの質疑に備えて先週行ってきたときにも、何かカーテンで入り口が閉まっているじゃないけれども、開館中という看板はあるんですけども、恐らく文化財に光が入らないようにとか考慮されているのかなと思って、何となく入り切れなくて、私もずっとカーテンからちらちら、ちら見をしたような感じだったんですけど、もし、そう思う人もいるのかなと思って、例えば遮光のフィルムとか、そういう

のをされたら入りやすくなるのかなと思いますので、要望です。答弁を求めます。

○木島副部長兼文化振興課長

おっしゃるとおり、私もカーテンのことは気になっていまして、担当者に聞いたら、やっぱりおっしゃるとおり、遺物に影響がないように、遮光のためにカーテンをしているということだったので、フィルムのやり方もありますので、その辺は検討してみたらということではしております。

ただ、施設自体が、私ども市の施設ではありませんし、国交省からお借りしているということもありますので、その辺は国交省のほうと話しながら、できる限りそういう入りにくい雰囲気は少しずつ減らしていこうというふうに思います。

○川崎委員

ちょっと分からん点があるものですから、464ページの青少年費、全体的にですけれども、教えてください。

各町に青少年健全育成協議会があるわけですね。その中で市から補助しているんですけど、これはこの中、どこかに入っているのでしょうか。

○大塚副理事兼社会教育課長

御質問の青少健への補助金でございますけれども、これは446ページ、447ページのほうの社会教育推進事業530万円、この中の440万円の補助金の中に入っております。

○池田委員長

これは8団体の中に入っているということですか。もう一回お願いします。

○大塚副理事兼社会教育課長

その中の8団体に対する補助金と説明いたしました、その中の1団体が青少健でございます。

○木島副部長兼文化振興課長

先ほど山下明子委員のほうからお尋ねがありました無形民俗文化財の記録映像撮影の分ですけど、天候によって左右されないというふうに答弁しましたけど、天候に左右される行事もあります。ですので、今回コロナで取りやめになったり、この補助事業の期間中では、昨年度はあっていないそうなんですけど、これまでそういう行事が取りやめになるという可能性は、天候にもよるということでしたので、災害とかも起こる可能性もありますし、いつどこで行事が取りやめになるかというのは外的要因によって、そういう影響を受ける部分もありますので、仮にそういうふうに影響を受けて、行事が取りやめになった場合は、先ほども申しましたとおり、実行委員会のほうと、どういうふうに今後進めていくかというのはきちんと話をし、順番も含めて、事業継続の内容を検討していくということになるかと思います。

○山下明子委員

いや、ちょっと不思議ねと思ったのは、要するに外で、神社の境内とかなんかでされる

ときに、準備からずっとされているという話を聞いたから、ずっと準備段階から記録しながら、やれ、本番というときに、かなり大雨が降って、その日は中止になりましたというときに、その部分だけ記録のために、あえて撮らしていただくためにしてもらおうとか、そういう措置までされているのだろうかと思ったもので聞いたんですよ。もし本番が駄目やったという場合に、結局今回のコロナで全部中止になったというのとは違う。途中までは撮っていましたと。だから、そういうときに今回のように、もう5か年計画でやっちゃっていますからねというふうになると、何か尻切れとんぼになってしまうんじゃないかなという思いもあって質問をしたわけなんですよね。だから、そういうときも想定しながら対応するということですか。

○木島副部長兼文化振興課長

そういうときにどうするかというのは、ちょっと順番もありますし、撮り直しがきく行事なのかどうかというのもありますので、そこは実行委員会の、保存団体のメンバーときっちり話をして、できるだけ事業を進めていくという記録映像を撮ることが目的ですので、そこを忘れないような形で事業を進めていきたいと思います。

○池田委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第10款5項及び6項の質疑を終わりたいと思います。

どうですか、一旦休憩入れますか。あと第33号議案がありますけど、やりますか。休憩しますか。

(発言する者あり)

それじゃ続けてやりたいと思います。

それでは、第33号議案の審査を行います。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第33号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第1号)中、歳出10款 説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

21ページの文化芸術活動支援補助金ですが、今年度の活用状況はどうか、そして、どれぐらいを見込んでいるかについて。

○木島副部長兼文化振興課長

今年度は、現在のところ約100件ぐらいの申請があっていて、補助金の執行率でいきますと、おおよそ2,000万円ぐらいは執行しているような状況です。今後、新型コロナウイルス感染症の見込みがどうなるかははっきり分からないので、基本的には今年度やっている事業と同じ内容で、同じぐらいの事業規模で、今年も約半年間ぐらいのことで、大体2,60

0万円ぐらいで減額補正をしましたので、2,200万円ぐらいの補助金額を充てておりましたので、若干、来年度計画している分では少し下がる可能性もあるということで、2,000万円ぐらいの補助額を設けて、今、予算化しているような状況です。

○山下明子委員

これは申請があった分は全部補助されているということですよ、もちろんね。

○木島副部長兼文化振興課長

基本的には申請があった分は全て受入れをしているというような状況になります。

○山下明子委員

大体平均どれぐらい、つまり規模の大小いろいろあるとは思いますが、最高どれぐらいとか、傾向としてありますか。

○木島副部長兼文化振興課長

上限額を設けておりますので、講演規模の内容によっては上限額ぎりぎり、文化会館で40万円、東与賀文化ホールで10万円というのを全部使い切るようなものもあります。ちょっと平均は、それぞれ状況に応じて違いますので。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第33号議案の質疑を終わります。

以上で教育部に関する議案の質疑を終了いたします。

教育部の職員の皆さんは退室されて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、長時間大変お疲れさまでした。

これまでの審査に関して現地視察の御希望はございますか。ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、これで当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

以上で本日の文教福祉委員会を終了します。

次の委員会は来週月曜日、3月8日午前10時に採決・まとめを行い、その後、議会報告会のテーマのこと、また所管事務調査の最後のまとめを行いたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

以上で終わります。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

文教福祉委員長 池田正弘